

矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務
- (2) 実施期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務の内容 別紙仕様書のとおり

3 提案上限額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業者の選定

- (1) 業者選定にあたっては、別表の「業者選定審査基準表」に基づき提案内容を総合的に審査し、契約が可能である業者を選定する。
- (2) 審査の結果、最上位となった提案者を受託候補者とする。ただし、提案書等の内容を精査した結果、仕様書及び本要領に従っていない等の不備があった場合、次点の提案者を採用するものとする。
- (3) 企画提案者が1者であった場合でも審査を実施することとし、本要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。
- (4) 選定結果については、何人も異議を申し立てることは認めない。
- (5) 契約は、受託候補者として選定した業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本プロポーザル参加者は、下記に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について、町の要請に応じて速やかに対応ができる体制を整えていること。
- (2) 民事再生法に基づいた再生手続開始の申立、又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立が行われている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- (6) 矢掛町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等ではないこと。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出期限：令和6年4月24日（水）
- (2) 提出書類は以下のとおりとする。
 - ①参加申込書（様式第1号）
 - ②機密保持誓約書（様式第2号）
 - ③誓約書（様式第3号）
 - ④会社の概要が分かるもの（任意様式）

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和6年4月30日（火）

(2) 提出書類は以下のとおりとする。

①企画提案書（様式第4号）

企画提案書に、以下の内容について記載したものを添付すること。

- ・業務実施体制
- ・導入スケジュール
- ・セキュリティ対策
- ・システムの全体像
- ・システム機能
- ・システム運用・保守・サポート
- ・その他、業務効率化における施策や将来を見据えたロードマップ

②見積書（任意様式）

見積金額はシステム実装及び実証に係る費用を記載すること。あわせて、導入後から令和9年3月31日までにかかるシステム利用料、保守料及びカードA P搭載システムの利用に係る費用を年度別に積算することとし、その内訳も提出すること。なお、この金額は提案上限額に含めない。

③商業登記簿謄本

④国税完納証明書、都道府県税完納証明書（所在地）、市町村税完納証明書（所在地）

⑤財務諸表

8 スケジュール（予定）

実施内容	期日
公募開始	令和6年4月12日（金）
質問受付期限	令和6年4月17日（水）
質問書の回答期限	令和6年4月19日（金）
参加申込書の提出期限	令和6年4月24日（水）
企画提案書の提出期限	令和6年4月30日（火）
プレゼンテーションの実施	令和6年5月上旬（予定）
審査結果の通知	令和6年5月上旬（予定）

9 書類提出方法

(1) 提出方法：原則、電子メールで提出すること。

なお、メールの件名は、『定額タクシーシステム実装及び実証業務委託参加申込書【会社名】』とし、メール本文に連絡先（会社名、部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を明記すること。

※添付ファイルについては、BOX等ファイル送信サービスの利用も可能。

※電子データの形式は、Microsoft Officeにて確認可能であるファイル形式又はPDF形式によるものとする

(2) 提出先：矢掛町企画課企画係

10 条件

(1) 詳細については、別に定める「矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務委託に係る仕様書」を確認のこと。

(2) 本委託に係る契約を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、契約を締結しない場合がある。その場合、町はそれに伴って生じる費用の一切を補償しない。

1 1 審査

- (1) 提出された企画提案書の内容について審査を実施の上、評価する。
- (2) 提出された企画提案書等に不備があり、必要な要件及び情報が大幅に不足していると認められる場合は、審査を行わず失格とする。
- (3) 審査結果については、各企画提案者に文書で通知する。

1 2 経費負担

本プロポーザルの参加に係る経費は参加者の負担とし、町はその一切を負担しない。

1 3 提出書類の取り扱い

- (1) 町に提出された一切の電子データを含む書類は返却しない。
- (2) 参加申込書または提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。
- (3) 応募書類は、矢掛町情報公開条例（平成15年矢掛町条例第19号）の規定に基づく開示請求があったときは、開示することにより当該法人又は当該事業を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示請求の対象となる。

1 4 実施要領等に関する質問の受付

- (1) 実施要領等に関する質問は、質問票（様式第5号）に簡潔にまとめ、電子メールにて提出すること。メールの件名は、『定額タクシーシステム実装及び実証業務プロポーザル質問票【会社名】』とすること。
- (2) 質問の受付期限は、令和6年4月17日（水）午後5時までとする。
- (3) 回答は、令和6年4月19日（金）までに、順次回答する。ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てない場合には回答しない場合がある。また、本プロポーザルに関する質問以外には回答しない。

1 5 注意事項

- (1) 本企画提案に際し、町から受領又は閲覧した資料等は、町の了解なく公表又は使用してはならないこととする。
- (2) 審査結果に関して一切の質疑、異議、申し立てを受け付けない。
- (3) 提案書に記載された配置予定の担当技術者について、変更しようとする場合は、町と協議の上、技術者を決定するものとする。
- (4) 提案者は審査員に個別に接触してはならない。
- (5) 参加申込提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (6) 次に掲げる事項に該当する者は失格とする。
 - ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ②企画提案書の金額が3の提案上限額を超える場合
 - ③本要領及び仕様書に記載の内容を満たしていない場合
 - ④参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

1 6 本件に係る資料提出場所及び問合せ先

矢掛町企画課企画係

住所 〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

電話番号 0866-82-1057

メールアドレス kikaku@town.yakage.lg.jp

業者選定審査基準表

項番	項目		評価の視点	配点
1	事業者	業務実施体制	本業務の人員体制及び各業務工程における人員配置予定が具体的に整備されているか。	5
			業務の責任者として対応可能な専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。	5
2	システム実装	導入スケジュールおよび計画	作業工程及び日程が、研修計画も含め、現実性・妥当性のある提案であるか。想定リスクやその解決方法について検討されたスケジュールとなっているか。	5
			システム実装時の職員負担軽減の対策について提案されているか。	5
			本町と提案事業者との役割分担等がわかるような提案となっているか。	5
		セキュリティ対策	システム実装時・運用時を通して講じるセキュリティ対策の仕組みや運用について、システムの運用面でのセキュリティ対策（脆弱性対応・ウイルス対策など）、人の運用面でのセキュリティ対策（個人情報保護など）について提案されているか。	10
		利便性向上の工夫	要件が本町の想定する仕様に沿い、かつ利用者の利便性の向上について工夫がなされているか。	10
操作性	利用者にとって分かりやすい仕様となっているか。	10		
3	システム運用・保守	サポート体制	業務運用に対するサポート体制は十分か。また、操作マニュアル等わかりやすい資料の提供見込があるか。	5
		安全性・安定性	本番稼働後のシステム保守について、障害に対応できる体制や環境になっているか。継続可能なサービスの提供が実現できるか。	10
		拡張性	システム実装後に運用方法の変更があった場合に設定調整等により対応できる仕様となっているか。	10
4	価格	価格の妥当性	提案内容に対して、システム実装費及び実証実験に係る見積額は妥当か。	10
		ランニングコスト	継続的に実施が可能な金額か。	10

矢掛町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加申込書

次のプロポーザルについて、参加を申し込みます。

当社は実施要領の参加資格を満たしており、この申込書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。参加資格を満たすことの証明を別途求められた場合にも、速やかに証明書類を準備し提出します。

なお、この表明後参加を辞退することになった場合は、受領した資料一式については、復元できない方法により完全に廃棄し、参加辞退届を提出することも合わせて誓約します。

記

1 委託業務名 矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務

2 担当者

部署名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

3 添付書類

(1) 様式第2号「機密保持誓約書」

(2) 様式第3号「誓約書」

(3) 会社の概要が分かるもの（様式は問わない。パンフレット等でも可）

矢掛町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

機密保持誓約書

当社は、矢掛町に対し、「矢掛町定額タクシーシステム事業の実装及び実証業務委託」（以下「本業務委託」という。）において、矢掛町が提供・開示する機密情報の取り扱いに関し、次の条項を遵守することを誓約します。

記

- 1 本業務委託における機密情報とは、矢掛町及び当社が本業務委託を遂行する上で必要があると認め、機密表示をし、開示するすべての情報及び当社が本業務委託の作業上知り得た矢掛町の非公開情報をいう。
なお、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。
 - (1) 開示の時点ですでに公知のもの又は当社の責めによらず公知となった情報
 - (2) 当社が事前に矢掛町の承諾を得て公開した情報
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく当社が正当に入手した情報
 - (4) 開示の時点ですでに当社が保持している情報
 - (5) 開示及び本作業上知り得た機密情報によらないで、当社が独自に創作した情報
- 2 前項の機密情報には、機密情報を含む可能性のあるすべての有形資料及び電子情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとする。
 - (1) 矢掛町が本業務委託を行うにあたり提供した一切の資料
 - (2) 前号の複製・要約・その他二次的資料
- 3 当社は、本業務委託を遂行する上で知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、矢掛町から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。
- 4 当社は、矢掛町から開示された情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 5 当社は、矢掛町から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に矢掛町の承諾を受けるものとする。
- 6 当社は、本業務委託を遂行する上で第三者に機密情報を開示する必要があるときは、事前に矢掛町の承諾を得なければならない。
- 7 当社は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせなければならない。
- 8 当社は、本業務委託を遂行する上で、すべての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置をとるものとする。

- 9 前項の場合、第三者により矢掛町に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、当社の自己の責任及び費用でこれを解決する。
- 10 本誓約6で定める第三者が本誓約に違反した場合には、当社は第三者と連帯して、矢掛町に対して責任を負うものとする。
- 11 当社は、矢掛町により請求された場合又は本業務委託が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに返却するものとする。
- 12 当社は、本業務委託を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び本誓約6で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。
- 13 本誓約書に定める機密保持の期間は無期限とする。
- 14 当社又は本誓約6で定める第三者が、本誓約のいずれかの規定に違反した場合又は矢掛町の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、当社は、矢掛町に生じた通常
の損害に対して、賠償の責めを負うものとする。

令和 年 月 日

矢掛町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

誓約書

当社は、本件参加申込書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の矢掛町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、矢掛町が関係機関に対し、照会を行うことについても同意します。

記

- 1 参加申込・見積・契約等について、矢掛町における諸規定及び関係法規を遵守し、誠実な取引を行います。
- 2 国税・都道府県税・市町村税等に滞納はありません。
- 3 以下の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律条例第2条第6号に規定する暴力団員等ではありません。また、暴力団員等を新たに選任しません。
 - (1) 法人である場合 代表者及び役員
 - (2) 個人事業主である場合 代表者
 - (3) 個人である場合 個人本人
- 4 3の各号に該当するものは、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していません。
- 5 使用人として、暴力団員を雇用していません。また、新たに雇用しません。
- 6 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していません。
- 7 本事業において、3、4、5、6を満たす者のみを下請負人とします。
- 8 矢掛町暴力団排除条例第4条、第6条に基づき、必要書類の提出を求められたときは速やかに提出します。

矢掛町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

企画提案書

矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務について、企画提案書を提出します。

記

1 委託業務名 矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務

2 担当者

部署名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

3 添付書類

- (1) 見積書
- (2) 商業登記簿謄本
- (3) 国税完納証明書、都道府県税完納証明書、市町村税完納証明書
- (4) 財務諸表
- (5) その他、実施要領7(2)①に記載の内容及び提案内容が分かる書類

様式第 5 号

矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務 質問票

事業者名	
担当部署	
担当者	
e-mail	
電話番号	

No.	質問箇所		質問内容
	資料名称	該当頁	

令和 年 月 日

矢掛町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 _____ 印

辞 退 届

次のプロポーザルについて、都合により辞退します。なお、受領した資料一式については、復元できない方法により完全に廃棄しました。

記

- 1 委託業務名 矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務
- 2 辞退理由 (任意)